

② 国家公務員課室長等

イ 年度別女性国家公務員登用状況

Table showing annual female public servant recruitment status by grade and gender. Columns include fiscal year, grade (10, 9, 8, 7), and gender (Total, Female, Male). Includes sub-totals for designated positions and administrative roles.

出典：内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」（各年度7月1日現在）より内閣府算定
（注）一般職の職員の数と関係する法律（昭和23年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定俸給表及び行政職俸給表（一）各級適用職員数

（参考：平成26年度以前の年度別女性国家公務員登用状況（人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」）より）
（昭和59年度以前）

Table showing female public servant recruitment status by grade and gender for the period before Heisei 26. Columns include fiscal year, grade (1st, 2nd), and gender (Total, Female, Male).

（昭和60年度～平成17年度）

Table showing female public servant recruitment status by grade and gender for the period Heisei 60 to Heisei 17. Columns include fiscal year, grade (11, 10, 9), and gender (Total, Female, Male).

（平成18年度以降）

Table showing female public servant recruitment status by grade and gender for the period Heisei 18 onwards. Columns include fiscal year, grade (10, 9, 8, 7), and gender (Total, Female, Male).

（注） 1. 平成12年度までは各年度末、13年度からは各年度1月15日現在。
2. 本府省課室長相当職以上である指定職俸給表適用職員及び行政職（一）俸給表2等級（昭和50年度～昭和59年度）、9級（昭和60年度～平成17年度）又は7級（平成18年度以降）以上適用職員数。
3. 調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

□ 府省等別女性国家公務員登用状況

(令和4年7月1日現在)

	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)
内閣官房	1,149	226	19.7	168	17	10.1	313	33	10.5	398	79	19.8	40	14	35.0
内閣法制局	70	19	27.1	24	1	4.2	10	3	30.0	17	9	52.9	0	0	0.0
内閣府	2,290	537	23.4	256	24	9.4	634	88	13.9	327	112	34.3	47	15	31.9
宮内庁	702	141	20.1	43	2	4.7	95	10	10.5	264	33	12.5	16	3	18.8
公正取引委員会	754	203	26.9	66	9	13.6	163	14	8.6	292	99	33.9	28	11	39.3
国家公安委員会 (警察庁)	8,081	971	12.0	921	17	1.8	1,254	65	5.2	1,277	175	13.7	307	21	6.8
個人情報保護委員会	151	43	28.5	16	1	6.3	55	13	23.6	34	8	23.5	8	2	25.0
カジノ管理委員会	132	27	20.5	14	0	0.0	43	7	16.3	55	12	21.8	19	6	31.6
金融庁	1,368	348	25.4	133	10	7.5	481	66	13.7	410	143	34.9	64	21	32.8
消費者庁	344	119	34.6	27	1	3.7	92	26	28.3	127	44	34.6	16	3	18.8
デジタル庁	393	55	14.0	32	2	6.3	106	9	8.5	153	25	16.3	58	12	20.7
復興庁	194	27	13.9	20	0	0.0	67	2	3.0	66	15	22.7	5	3	60.0
総務省	4,351	1,094	25.1	496	28	5.6	1,014	116	11.4	954	319	33.4	154	49	31.8
法務省	48,675	11,260	23.1	1,087	116	10.7	5,961	870	14.6	635	131	20.6	139	34	24.5
外務省	6,150	2,085	33.9	627	54	8.6	2,280	631	27.7	803	415	51.7	67	37	55.2
財務省	69,948	17,538	25.1	3,105	234	7.5	28,166	4,858	17.2	960	242	25.2	146	40	27.4
文部科学省	1,940	560	28.9	327	34	10.4	528	121	22.9	690	233	33.8	144	48	33.3
厚生労働省	28,352	8,788	31.0	813	78	9.6	6,765	1,159	17.1	1,593	483	30.3	241	93	38.6
農林水産省	18,180	3,833	21.1	848	50	5.9	6,582	620	9.4	1,724	561	32.5	165	58	35.2
経済産業省	7,537	2,035	27.0	1,327	158	11.9	2,666	553	20.7	1,214	486	40.0	181	56	30.9
国土交通省	55,149	7,730	14.0	2,719	81	3.0	13,765	884	6.4	2,609	403	15.4	512	73	14.3
環境省	2,781	578	20.8	252	18	7.1	873	108	12.4	490	153	31.2	74	17	23.0
防衛省	13,862	3,847	27.8	520	15	2.9	2,604	200	7.7	762	246	32.3	182	52	28.6
人事院	551	196	35.6	80	13	16.3	148	42	28.4	104	47	45.2	11	4	36.4
会計検査院	1,100	340	30.9	171	13	7.6	328	62	18.9	296	127	42.9	34	16	47.1
合計	274,204	62,600	22.8	14,092	976	6.9	74,993	10,560	14.1	16,254	4,600	28.3	2,658	688	25.9

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

- 注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「防衛省職員給与法」という。)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
- 2 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員任職状況統計表(令和2年7月1日現在)」、「内閣人事局」、「係長相当職(本省)」、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成
- 3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。
- また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
- 4 「係長相当職(本省)」については第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

・係長相当職(本省)

	令和4年7月1日現在			(参考)令和3年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	398	79	19.8	374	72	19.3
内閣法制局	17	9	52.9	18	8	44.4
内閣府	327	112	34.3	314	107	34.1
宮内庁	264	33	12.5	280	38	13.6
公正取引委員会	292	99	33.9	289	89	30.8
国家公安委員会(警察庁)	1,277	175	13.7	1,318	177	13.4
個人情報保護委員会	34	8	23.5	31	9	29.0
カジノ管理委員会	55	12	21.8	46	6	13.0
金融庁	410	143	34.9	410	133	32.4
消費者庁	127	44	34.6	118	45	38.1
デジタル庁	153	25	16.3	-	-	-
復興庁	66	15	22.7	44	9	20.5
総務省	954	319	33.4	968	308	31.8
法務省	635	131	20.6	586	122	20.8
外務省	803	415	51.7	806	417	51.7
財務省	960	242	25.2	953	236	24.8
文部科学省	690	233	33.8	701	233	33.2
厚生労働省	1,593	483	30.3	1,520	435	28.6
農林水産省	1,724	561	32.5	1,745	527	30.2
経済産業省	1,214	486	40.0	1,218	476	39.1
国土交通省	2,609	403	15.4	2,634	423	16.1
環境省	490	153	31.2	412	132	32.0
防衛省	762	246	32.3	727	228	31.4
人事院	104	47	45.2	118	50	42.4
会計検査院	296	127	42.9	312	129	41.3
合計	16,254	4,600	28.3	15,942	4,409	27.7

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和4年度）

- 注 1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
 2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成
 3 「係長相当職（本省）」とは同俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。
 4 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。

・指定職相当における女性国家公務員の登用状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
令和4年7月31日現在	1,045	52	5.0
(参考)令和3年7月31日現在	1,063	45	4.2

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和4年度）

- 注 一般職給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

・本省課室長相当職

	令和4年7月1日現在			(参考)令和3年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	168	17	10.1	166	15	9.0
内閣法制局	24	1	4.2	25	2	8.0
内閣府	256	24	9.4	259	26	10.0
宮内庁	43	2	4.7	43	2	4.7
公正取引委員会	66	9	13.6	66	7	10.6
国家公安委員会(警察庁)	921	17	1.8	920	18	2.0
個人情報保護委員会	16	1	6.3	16	1	6.3
カジノ管理委員会	14	0	0.0	15	0	0.0
金融庁	133	10	7.5	144	13	9.0
消費者庁	27	1	3.7	29	1	3.4
デジタル庁	32	2	6.3	-	-	-
復興庁	20	0	0.0	19	1	5.3
総務省	496	28	5.6	498	16	3.2
法務省	1,087	116	10.7	1,062	101	9.5
外務省	627	54	8.6	618	55	8.9
財務省	3,105	234	7.5	3,106	216	7.0
文部科学省	327	34	10.4	334	41	12.3
厚生労働省	813	78	9.6	810	76	9.4
農林水産省	848	50	5.9	857	39	4.6
経済産業省	1,327	158	11.9	1,307	148	11.3
国土交通省	2,719	81	3.0	2,692	65	2.4
環境省	252	18	7.1	238	17	7.1
防衛省	520	15	2.9	514	11	2.1
人事院	80	13	16.3	85	13	15.3
会計検査院	171	13	7.6	173	12	6.9
合 計	14,092	976	6.9	13,996	896	6.4

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和4年度）

注1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和4年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員をいう。

4 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。

・国の地方機関課長・本省課長補佐相当職

	令和4年7月1日現在			(参考)令和3年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	313	33	10.5	322	27	8.4
内閣法制局	10	3	30.0	9	2	22.2
内閣府	634	88	13.9	639	98	15.3
宮内庁	95	10	10.5	93	9	9.7
公正取引委員会	163	14	8.6	157	15	9.6
国家公安委員会(警察庁)	1,254	65	5.2	1,267	59	4.7
個人情報保護委員会	55	13	23.6	43	11	25.6
カジノ管理委員会	43	7	16.3	41	8	19.5
金融庁	481	66	13.7	491	57	11.6
消費者庁	92	26	28.3	95	24	25.3
デジタル庁	106	9	8.5	-	-	-
復興庁	67	2	3.0	74	6	8.1
総務省	1,014	116	11.4	1,072	120	11.2
法務省	5,961	870	14.6	5,919	798	13.5
外務省	2,280	631	27.7	2,191	571	26.1
財務省	28,166	4,858	17.2	28,681	4,694	16.4
文部科学省	528	121	22.9	542	109	20.1
厚生労働省	6,765	1,159	17.1	6,890	1,103	16.0
農林水産省	6,582	620	9.4	6,727	593	8.8
経済産業省	2,666	553	20.7	2,731	538	19.7
国土交通省	13,765	884	6.4	13,701	814	5.9
環境省	873	108	12.4	866	104	12.0
防衛省	2,604	200	7.7	2,559	168	6.6
人事院	148	42	28.4	177	40	22.6
会計検査院	328	62	18.9	335	60	17.9
合計	74,993	10,560	14.1	75,622	10,028	13.3

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和4年度）

- 注1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
- 注2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和4年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成
- 注3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員をいう。
- 注4 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。

ハ 役職別女性国家公務員の登用状況の推移

	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	指定職			本省課室長相当職以上			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上			本省係長相当職以上		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
平成17年1月	194,978	32,332	16.6	914	10	1.1	8,977	143	1.6	—	—	—	—	—	—
平成18年1月	194,155	32,841	16.9	938	11	1.2	8,976	155	1.7	—	—	—	—	—	—
平成19年1月	191,545	32,742	17.1	948	10	1.1	9,106	169	1.9	—	—	—	—	—	—
平成20年1月	188,527	32,545	17.3	956	11	1.2	9,211	180	2.0	49,376	2,279	4.6	144,089	18,913	13.1
平成21年1月	182,840	31,661	17.3	954	16	1.7	9,273	207	2.2	49,034	2,522	5.1	142,701	19,178	13.4
平成22年1月	169,730	28,828	17.0	967	19	2.0	9,250	224	2.4	46,660	2,259	4.8	134,252	17,566	13.1
平成23年1月	168,146	28,963	17.2	943	20	2.1	9,345	235	2.5	46,685	2,298	4.9	134,031	18,078	13.5
平成24年1月	165,830	28,741	17.3	955	18	1.9	9,484	247	2.6	47,143	2,419	5.1	134,233	18,539	13.8
平成25年1月	164,440	28,710	17.5	954	15	1.6	9,594	259	2.7	47,680	2,543	5.3	134,445	18,894	14.1
平成25年10月	—	—	—	969	21	2.2	9,691	287	3.0	—	—	—	—	—	—
平成26年1月	166,843	29,303	17.6	—	—	—	—	—	—	49,392	2,748	5.6	138,025	19,778	14.3
平成26年9月	—	—	—	985	28	2.8	9,839	326	3.3	—	—	—	—	—	—
平成27年7月	163,471	29,754	18.2	—	—	—	9,507	330	3.5	49,956	3,119	6.2	133,910	19,910	14.9
平成27年11月	—	—	—	997	30	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より

(注)

1. 一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
2. 「指定職」とは、一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員をいう。
3. 「本省課室長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上の職員をいう。
4. 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)5級相当職以上の職員をいう。
5. 「本省係長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級相当職以上の職員をいう。

	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	指定職相当			本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
平成28年7月	270,097	48,329	17.9	1,005	36	3.6	13,683	557	4.1	75,278	7,049	9.4	16,287	3,887	23.9	—	—	—
平成29年7月	270,377	50,222	18.6	1,015	39	3.8	13,848	614	4.4	75,584	7,624	10.1	16,271	3,945	24.2	—	—	—
平成30年7月	270,519	52,075	19.3	1,017	40	3.9	13,920	677	4.9	76,138	8,232	10.8	16,339	4,085	25.0	—	—	—
令和元年7月	272,335	54,166	19.9	1,037	44	4.2	14,038	743	5.3	76,586	8,871	11.6	16,391	4,194	25.6	—	—	—
令和2年7月	273,150	57,076	20.9	1,053	46	4.4	14,015	832	5.9	76,225	9,389	12.3	16,088	4,263	26.5	—	—	—
令和3年7月	274,244	60,130	21.9	1,063	45	4.2	13,996	896	6.4	75,622	10,028	13.3	15,942	4,409	27.7	2,340	597	25.5
令和4年7月	274,204	62,600	22.8	1,045	52	5.0	14,092	976	6.9	74,993	10,560	14.1	16,267	4,604	28.3	2,633	693	26.3

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況フォローアップ」等より

(注)

1. 一般職給与法の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
2. 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在職状況統計表」(内閣人事局)(各年7月1日現在)、「係長相当職(本省)」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成。
3. 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員を、「係長相当職(本省)」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「本省課室長相当職」とは同俸給表(一)7級から10級相当職の職員をいう。
4. 指定職相当の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づく各年7月31日現在のもの。
5. 「指定職相当」とは一般職給与法指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員をいう。